

調 査 研 究

近代的労働者階級のデモグラフィ的觀察

——大工場工員とその世帯についての調査結果の概要——

本 多 竜 雄

目 次

ま え が き	2
前篇——男子工員とその世帯.....	2
I 調査された工員集団の概貌.....	2
1. 年齢構成	2
2. 教育程度	3
3. 配偶関係	4
4. 手取り賃金	5
5. 入社時期	6
II 工員世帯とその労働力構成.....	6
1. 本人の世帯における地位	6
2. 世帯の世帯構成	7
3. 世帯の労働力構成	8
4. 世帯の所得構成	10
5. 社会階級としての人口構造	12
III 工場労働力の発生的構成.....	13
1. 扶養者とのつきがら	14
2. 世代間の職業移動	14
3. 自家以外での最初の職業	15
4. 地域移動	16
III 補遺, 家事労働力と出産力.....	17
1. 家事労働力の配分	17
2. 婚姻持続期間別出産力	18
後篇——女子工員とその世帯.....	19
I 調査された工員集団の概貌.....	19
1. 年齢構成と配偶関係	19
2. 賃 金	19
II 所属世帯とその労働力構成.....	20
1. 本人の世帯における地位	20
2. 世帯とその労働力の構成	20
3. 世帯の所得とその構成	22
4. 家事労働力の担当者	23
III 労働力の発生的構成.....	23
結 語	24

ま え が き

人口問題研究所では昭和28年度以来ひきつづいて「典型的な社会集団の人口学的総合調査」とよぶ調査を行ってきた。それは、わが国人口問題の諸側面を集約的に代表しているような特定の地域または職域をえらんで之を人口学的諸見地から総合的に観察し、わが国人口問題の全貌をさらに一段と突つこんだ実証的な吟味の上に再構成することを趣旨として行つているものである。その内、近代的大工場の工員およびその所属世帯を対象とする調査は、昭和28年度にも京浜地区の重化学工業に属する5工場について行われたが、更に昭和30年度にも同じく京浜地区において電気器具製造業に属する2工場および製紙業に属する1工場を対象として昭和31年3月1日現在で同趣旨の調査を行つた。いずれも従業員数1千人をこえる名実ともに近代的大工場であつた。この報告は昭和30年度調査の3工場のうち電気器具製造2工場についての調査結果の概要報告である。2工場の内一つは管球部門工場であり、他は機器部門の工場であつたが、ここには2工場を合計して統計的分析の対象としている。なお詳しい数字については別刊の調査報告書を参考されたい。

近代的大工場の工員とその所属世帯に関する調査を上記総合調査の一環として選んだ理由は、前近代的な生産関係や生活様式がなお強くまた大量に残つているわが国経済の中で、近代労働者階級とよばれる人口層が人口構造の上からみても果してどれくらい近代的な実質をもつた存在として生長しつつあるかを計量することを必要と考えたからで、分析の主題を工員世帯の構造、特にその労働力構成や、工員とその扶養者との間の世代的職業移動関係および本人自身の職業移動などにおいている理由も亦そこにある。但し、これらの調査結果を更に農山漁村や中小企業従業者についても行われた他の諸調査とあわせてわが国人口問題の全貌を再吟味し再編成しようという一ばん大事な仕事は後日にまつこととし、ここには一応独立の調査としても取り扱ひうる程度の報告にとどめる。

前篇 男子工員とその世帯

I 調査された工員集団の概貌

配票は全工員に対して行われたもので、やむをえない事情による未回収票を除いてほとんど完全に悉皆調査の実をあげたといつてよく、回収票中、部分的事項を除き、集計にたえない無効票も皆無にちかい好成績であつた。集計された調査票、即ち男子工員数は総計1,916である。

(1) 年 齢 構 成

工員の年齢構成をみると第1表のとおり。表中に比較対象のために掲げてあるとおり、この調査と並行して同じ昭和30年度の総合調査の一環として行われた東京都下墨田区の従業員30人未満の零細工場従業員（業主をも含む）調査の結果とくらべてみると、零細工場従業員がいちじるしく低年齢層に集中しているのとは反対に、30才代の中堅層ではるかに高い比重を示し、且つ40代、50代とひきつづいて高い。即ち生産年齢の全期間にわたつてその生活が継続し保障されていることがわかる。また、昭和25年センサスの結果によつて全国の男子工員（生産工程従業者）の年齢分布と比較してみても20才未満の年少労働の割合が少く、20代と30代でずつと多い。また、55才以上の老齢労働者が皆無にちかいことも特徴で、そのために年齢分布は20～55才の青壮年齢に集中してくることになる。全産業の就業者の全国平均とくらべるとこの傾向は一そう顕著である。

第1表 大工場男子工員の年齢構成
(需細工場従業員その他との比較)

年 齢	(1) この調査の大工場	(2) 東京都下の需細工場	(3) 全 国 (昭和25年)	
			男 子 工 員	全男子就業者
0 ~ 14	—	0.2	15.8	12.2
15 ~ 19	8.6	23.7		
20 ~ 24	18.0	21.9		
25 ~ 29	13.6	14.4	35.9 (100)	32.7 (100)
30 ~ 34	16.2	10.2		
35 ~ 39	15.6	7.4		
40 ~ 44	14.6	5.5	27.7 (71)	31.3 (68)
45 ~ 49	8.1	5.2		
50 ~ 54	5.2	4.2		
55 ~ 59	0.1	3.8	3.4	8.4
60以上	—	3.4		
不 詳	—	—	…	…
計	100.0	100.0	100.0	100.0

以上、工員集団としての年齢構成の上からみると、大工場労働者は、法定労働年齢にはじまつて、且つ、その最も生産的な労働年齢期間を通じ継続して就業しているといつてもよいような形をとっている。この間の年齢の上昇に伴う比重の逡減は全国工員や全国の全就業者のそれと較べてみても、少くとも50~54才になるまでの間は大差ないとみてよい。いいかえればその職場が安定した生活の場として保障されているわけになる。但し55才をこえると殆んど就業の機会がなくなることは、工場労働力構成の上からは極めて合理的なことではあるが、社会的ないし国民経済的見地からはその後の生活がどのような形で保障されるかという問題を不問に附するわけにはゆくまい。世帯における労働力の構成がどのような世代的循環過程をとっているかという後段の分析もこの問題の究明をねらっているわけである。

(2) 教 育 程 度

工員の教育程度別の分布をみると第2表のとおり。新旧制度を通じて義務教育修了のみの者が総

第2表 大工場男子工員の年齢別・教育程度別分布

年 齢	(1)	(2)	(3)	(4) 無 就 学	(5) 不 詳	(6) 計
	(旧制)小・高小卒 (新制)中学率	(旧制)中学率 (新制)高校率	(旧制)高専以上 (新制)大学率			
15 ~ 14	93.3	6.7	—	—	—	100.0
20 ~ 24	50.4	47.2	1.7	—	0.5	100.0
25 ~ 29	74.2	22.3	3.5	—	—	100.0
30 ~ 34	86.5	11.6	1.3	—	0.6	100.0
35 ~ 39	92.0	7.7	—	—	0.3	100.0
40 ~ 44	87.9	11.8	—	—	0.3	100.0
45 ~ 49	85.2	12.9	—	—	1.9	100.0
50 ~ 54	93.9	6.1	—	—	—	100.0
55 ~ 59	…	—	—	—	—	…
60以上	—	—	—	—	—	—
計	80.3	18.3	1.0	—	0.5	100.0

備考 …は少数観察(該当者一件のみ)のため表示を省留。

計して80%余で、旧制中学または新制高校卒のもの18%余、不詳0.5%を合せて99%強を占める。したがって高等教育卒業者は1%にすぎないが、しかし年齢別にみると高等教育卒業者が20~34才層のところに集中しており、戦後の新しい動きであることが注意をひく。また義務教育以上の中等教育をうけたものも30代のものより20代のものに、且つ現在25~29才のものより20~24才のものへと若くなるほどその割合が高くなっていることも注目すべき現象で、20~24才層では義務教育のみの者とそれ以上の教育をうけたものとがほぼ半々という形をとっている。

15~24才の一番わかい年齢層をとつて、これを上記の零細工場従業者の典型的労働力であり且つ年齢も若い住み込み従業者のそれと較べてみると、

	義務教育のみ	それ以上
大工場の工員では	64.3%	35.3%
零細工場の住み込みでは	85.0%	12.4%

となつていて、相当に大きな差がみられる。

なお、昭和25年センサスで6才以上の男子における修学年数別分布をみると、(上記大工場工員総計中の義務教育修了のみ80.3%対し)在学年数9年以下のもの74.9%、また(工員総計中の旧制中学または新制高校卒のもの18.3%対し)在学年数10~12年のもの16.5%となつており、当然のことではあるが、教育程度の職業別分布の一端を示している。

(3) 配 偶 関 係

更に配偶関係別の分布をみると第3表のとおり、27才で丁度半数のものが結婚し、30才で優に7割以上のものが有配偶者となつている。

この有配偶率を昭和30年センサスの1%抽出集計による人口5万以上の市部男子人口のそれと比較してみると第4表のようで、大工場工員の有配偶率は30才までは低位にあるが、30~34才層で逆となり、以後はずつと高い値を持続しつづけている。したがって当然に未婚率は丁度それと逆の関係にあるが、死離別率もずつと低い値を示していることが目に止まる。(表示を省略)即ち全国の人口5万以上の市部での男子未婚率は40~44才層で1.7%、50~54才層になつても1.3%となつているに對し、大工場工員の場合はこの期間に0.4%から0.0%へと殆んど残りなく結婚してしまつてゐる。また40~54才層の死離別率は人口5万以上の市部男子人口では平均して4.5%に達するのに

第3表 大工場男子工員の年齢別・配偶関係別分布

年 齢	未 婚	有配偶	死 別	離 別	不 詳	計
15~19	99.4	0.6	—	—	—	100.0
20~24	97.1	2.9	—	—	—	100.0
25~29	53.5	46.2	—	0.4	—	100.0
25	86.8	13.2	—	—	—	100.0
26	70.8	29.2	—	—	—	100.0
27	50.0	50.0	—	—	—	100.0
28	48.0	50.0	—	2.0	—	100.0
29	28.8	71.2	—	—	—	100.0
30~34	11.9	87.8	0.3	—	—	100.0
35~39	3.0	96.0	0.7	0.3	—	100.0
40~44	0.4	97.5	1.8	0.3	—	100.0
45~49	0.5	98.1	0.6	0.6	—	100.0
50~54	0.0	89.9	8.1	1.0	1.0	100.0
55~59	100.0
60以上	—	—	—	—	—	100.0
計	35.8	63.0	0.9	0.3	0.0	100.0

第4表 大工場男子工員と全国市都男子人口の有配偶率の比較

年 齢	有 配 偶 率	
	大工場工員	人口5万以上の市部男子
15 ~ 19	0.6	0.1
20 ~ 24	2.9	6.9
25 ~ 29	46.2	51.4
30 ~ 34	87.8	85.8
35 ~ 39	96.0	94.3
40 ~ 44	97.5	95.1
45 ~ 49	98.1	94.9
50 ~ 54	89.9	91.8
55 ~ 59	...	89.0
60 ~ 64	—	83.5

に対し、大工場工員の場合では平均して3.2%の低水準にある。

なお郡部をも含めた全国男子人口のそれ（昭和30年センサス1%抽出集計）と比較しても、30～34才の全国有配偶率88.8%に対し、この調査の大工場工員は87.8%という極めて近い数値をしめしており、また、年齢階層別にみた最高の有配偶率は全国では40～44才層の95.7%であるのに対し、大工場工員の場合は一階層上の45～49才のところで、且つ98.1%という高い値をしめしている。

(4) 手 取 り 賃 金

最近1カ月の手取り賃金の分布を年齢階級別にみると第5表のとおり。15～19才層の5千円以上1万円未満をふり出しとして、年齢階層の昇るにつれて極めて規則的に上昇し、分布のモードは35～39才および40～44才層で2万円以上2万5千円未満のところに達している。総計のモードも亦、年少者の多いために出てくる5千円以上1万円未満と並んで、2万円以上2万5千円未満のところへ現われている。

第5表 大工場男子工員の年齢別・賃金階級別分布

年 齢	5千円未満	5千円以上 1万円未満	1万円以上 1万5千円未満	1万5千円以上 2万円未満	2万円以上 2万5千円未満	2万5千円以上 3万円未満	3万円以上	不 詳	計
15～19	5.4	86.1	—	0.6	—	—	—	7.9	100.0
20～24	0.3	72.8	22.9	—	—	—	—	4.0	100.0
25～29	0.4	15.7	53.1	25.4	3.1	—	—	2.3	100.0
30～34	0.3	0.6	11.6	43.7	31.5	9.0	1.0	2.3	100.0
35～39	—	—	4.3	14.0	39.7	28.0	10.7	3.3	100.0
40～44	—	—	—	7.1	40.4	32.9	15.0	4.6	100.0
45～49	0.6	—	—	2.6	34.8	33.6	21.9	6.5	100.0
50～54	—	—	—	6.1	22.2	20.2	48.5	3.0	100.0
55～59	—	—	—	—	—	—	100.0	—	100.0
60以上	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0
計	0.7	22.8	13.9	14.4	21.6	14.4	8.3	3.9	100.0

備考 賃金は月手取り。55～59才は1件のみ。

なお労働省の昭和29年の職種別等賃金実態調査によつて男子鋳物工の年齢別賃金（月間きまつて支給される給与、但し税込）をみると、

	総 数	規模1,000人以上	30人未満10人以上
18～19才で	8,600円	9,100円	8,100円
40～49才で	21,800円	27,500円	15,620円

となつているから、この調査の対象となつた工員の賃金水準は従業員1,000人以上の大工場の一般水準とほぼ等しいとみてよく、上昇傾向も亦おなじい。即ち上記労働省の資料によつてみても、30人未満工場では平均賃金の最高値は35～39才層（15,850円）のところにあつて以後は年齢の上昇につれて却つて下り坂となるが、大経営の場合は年齢の上昇につれて最後まで上昇をつづけている。但し60才以上は大経営では統計的観察に値いするほどの該当工員なく、30人未満工場では60才以上まできると12,800円というところにまで落ちこんでいる。その間に大小経営間にどのような労働力の移動関係があるかは残念ながら後日の研究にゆずるほかはない。

(5) 入 社 時 期

最後に入社時期別の分布をみると、過半数53.0%は昭和20年8月すなわち終戦以前に属し、終戦後入社は終戦直後から昭和22年末までの2年半の間と、昭和26~28年の3年間に特に集中度が高い。この分布を更に年齢別にみると、終戦以前および終戦直後入社的大部分は高年齢に集中し、最近の入社は年少層に属する。当然のことではあるが、中途の退社はあつても、中途からの入社機会の全くないことを示しているわけである。その点、上記の東京都下零細工場従業者調査が幼老の全年齢にわたつて大部分最近の就職者であり、職場移動のきわめてはげしいものであることを示していたのと好対照をなしている。(零細工場従業者調査の結果については本稿につづいて実川実技官によつて発表される筈である。概略については「昭和30年度人口問題研究所年報」所収の同技官の論稿を参照されたい。)

第6表 大工場男子工員の年齢別・入社時期別分布

年 齢	終 戦 前	終戦~昭22	昭23~25	昭26~28	昭29以降	不 詳	計
15 ~ 19	—	—	—	47.3	50.9	1.8	100.0
20 ~ 24	—	23.8	3.8	56.5	14.8	1.1	100.0
25 ~ 29	44.6	33.8	1.2	17.3	2.7	0.4	100.0
30 ~ 34	57.5	20.6	19.0	2.9	—	—	100.0
35 ~ 39	80.7	15.7	0.7	0.3	1.0	1.6	100.0
40 ~ 44	90.0	9.3	0.4	—	—	0.3	100.0
45 ~ 49	86.5	12.9	—	—	—	0.6	100.0
50 ~ 54	91.9	5.1	1.0	—	—	2.0	100.0
55 ~ 59	100.0	—	—	—	—	—	100.0
60以上	—	—	—	—	—	—	—
計	53.0	17.3	4.1	17.1	7.6	0.9	100.0

Ⅱ 工員世帯とその労働力構成

(1) 本人の世帯における地位

男子工員が自分の所属している世帯で占めている地位を世帯における地位別にみると第7表のとおり。但しここにいう世帯主とはその世帯における最多収入者をとつてあるので、一般の続柄分布と比較する場合とくに注意をしていただきたい。(なお、本稿で世帯主とあるはすべて最多収入者のことをいう。)

同表にみるとおり、総括して工員の約7割は世帯主すなわち最多収入者であり、2割弱が世帯員すなわち自分より収入の多い父兄等をもつ世帯に属する世帯員、残りの1割弱が準世帯主すなわち寮や借間ぐらしの者であることになる。

但し之を年齢別にみると、上掲第3表の配偶関係別分布でみてきたように、7割以上が有配偶者となる30才を境として格段の差異があり、30~34才層では96%以上のものが、40~44才層では四捨五入すると100%のものが世帯主すなわち世帯における最多収入者となつている。

上記東京都零細工場従業員の場合と対照してみるとその差異は一そう典型的で、零細工場従業員の場合には経営主を含めても世帯主(おなじく最多収入者)は半数にみたく、経営主やその家族従業

者並びに住み込み従業員を除いた通勤従業員だけをとつてみても、世帯主は半数をややこえる程度であつた。

第7表 大工場男子工員の年齢別・世帯における地位別分布

年 令	(A)世帯主 (最多収入者)	(B) 非 世 帯 主				(C)準世帯主	計
		子 供	兄 弟	父(祖 父)	その他の親族		
a) 実 数							
15 ~ 19	20	81	39	—	2	23	165
20 ~ 24	50	117	63	—	—	115	345
25 ~ 29	144	28	22	—	—	66	260
30 ~ 34	299	2	1	—	—	9	311
35 ~ 39	296	—	—	—	—	4	300
40 ~ 44	280	—	—	—	—	1	281
45 ~ 49	152	—	—	—	—	2	154
50 ~ 54	98	—	—	—	—	1	99
55 ~ 59	1	—	—	—	—	—	1
60以上	—	—	—	—	—	—	—
計	1,340	228	125	—	2	221	1,916
b) 割 合							
15 ~ 19	12.1	49.1	23.6	—	1.2	14.0	100.0
20 ~ 24	14.5	33.9	18.3	—	—	33.3	100.0
25 ~ 29	55.4	10.8	8.4	—	—	25.4	100.0
30 ~ 34	96.1	0.6	0.3	—	—	2.9	100.0
35 ~ 39	98.7	—	—	—	—	1.3	100.0
40 ~ 44	99.6	—	—	—	—	0.4	100.0
45 ~ 49	98.7	—	—	—	—	1.3	100.0
50 ~ 54	100.0	—	—	—	—	1.0	100.0
55 ~ 59	100.0	—	—	—	—	—	100.0
60以上	—	—	—	—	—	—	—
計	70.7	11.9	6.5	—	0.1	11.5	100.0

(2) 世帯の世帯構成

いま(A)工員が世帯主すなわち最多収入者である最も多数の典型的な工員世帯だけをとつて、その世帯の続柄別構成を一世帯当り平均人数として、工員(Aの場合は世帯主)の年齢別に、表示してみると第8表(A)のような結果をうる。

その総平均の一世帯当り世帯員数4.6人は、昭和25年センサスによる一般世帯(準世帯を除く)の1世帯当り人員、全国市部の平均で4.45人よりもやや大きく、東京都や大阪府(但し郡部も含む)の4.3人という数字とくらべると相当大きい。有配偶率がきわめて高いことがその一ばん大きな理由と考えられるが、父とくに母を扶養する率の比較的高いことも注意をひく。

しかし同表(B)によつて本人が世帯主でない世帯の場合をみると、一世帯当り世帯員数は平均して6.1人と極めて大きく、農家の平均とほぼ同じ水準にある。上段(A)の場合と較べてみると子供が多く、兄弟姉妹も亦おおいことがその原因であり、工員自身はなお大部分が25才未満の未配偶者

で父または兄を世帯主とする世帯の一員として家族主義的協同体制の中で働いているわけになる。

そこで、世代の循環交替という見地から、(A)と(B)の二つの世帯群をつなげて考えてみると、(B)世帯、即ち工員がまだ親の家にいる世帯の子供の中の1人が独立して(A)の該当年齢群の世帯の世帯主となると考えてもよいわけで、その場合その平均世帯員数はほぼ半分ちかくにまで収縮するわけになる。そのようにして(A)世帯群の世帯主として独立した工員が40才代に達する頃の未他出の子供数は3人前後で、丁度15~19才層の工員がまだ独立せずに所属している(B)世帯の子供数と符号している。そのとき丁度また子供が独立する労働年齢に達していることは次の労働力構成の分析からも再認することができよう。

第8表 大工場男子工員世帯の世帯主(最多収入者)に対する続柄別世帯当り世帯員数

工員の年齢	総数	世帯主	妻	子供	兄弟姉妹	父	母	祖父母	その他
(A) 工員が世帯主である世帯									
15~19	3.7	1.0	0.1	0.0	1.0	0.2	1.0	0.2	0.3
20~24	3.5	1.0	0.2	0.0	1.1	0.4	0.7	0.0	0.0
25~29	3.4	1.0	0.7	0.4	0.6	0.2	0.3	0.0	0.0
30~34	4.0	1.0	0.9	1.2	0.4	0.2	0.3	0.0	0.0
35~39	4.7	1.0	1.0	2.1	0.2	0.1	0.3	0.0	0.0
40~44	5.0	1.0	1.0	2.7	0.0	0.1	0.2	—	0.0
45~49	5.6	1.0	1.0	3.3	0.0	0.0	0.2	—	0.0
50~54	5.5	1.0	0.9	3.4	—	0.0	0.2	—	0.0
55~59※	6.0	1.0	1.0	3.0	—	—	—	—	—
60以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	4.6	1.0	0.9	2.0	0.2	0.1	0.3	0.0	0.0
(B) 工員が非世帯主である世帯									
15~19	6.4	1.0	0.6	3.0	1.3	0.1	0.4	0.0	0.0
20~24	5.9	1.0	0.7	2.8	0.9	0.1	0.3	0.0	0.0
25~29	6.1	1.0	0.6	2.4	1.4	0.1	0.4	—	0.0
30~34※	7.7	1.0	1.0	4.6	1.0	—	—	—	—
35以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	6.1	1.0	0.7	2.8	1.0	0.1	0.3	0.0	0.0

備考 ※印は少数観察のものであることを示す。世帯分布の実数については第7表参照。

(3) 世帯の労働力構成

工員世帯の労働力構成を一世帯当り平均の就業人員として、世帯における地位別にとらえてみると第9表のような結果をうる。

(A)工員が世帯主(最多収入者)である正常の工員世帯についてみると世帯当り平均の就業人員、すなわち世帯の生計のために稼働されている人数は、最初20~24才層では2.0人で、本人(工員世帯主)以外の稼ぎ手としては、兄弟姉妹0.7人があり、その他には妻と父と母とを夫々0.1人、合計して自分以外には丁度1.0人分を稼働させている。しかし世帯の稼ぎ手数は年齢の上昇とともに減つてゆき、40~44才において1.1人と最低値に達する。兄弟姉妹の就業者が目立つて減つてゆくのは、前表の世帯員数からも察知されたとおり、彼らが次第に独立して他出してゆくことを意味する。

そして40~44才層に達すると妻や父母を稼がすことも殆んどなくなり、それらに替つて子供0.1人が新しい稼ぎ手として登場してきている。

第9表 大工場男子工員世帯の世帯主(最多収入者)に対する続柄別世帯別就業人員

工員の年齢	総数	世帯主	妻	子供	兄弟姉妹	父	母	祖父母	その他
(A) 工員が世帯主である世帯									
15~19	1.8	1.0	—	—	0.4	0.1	0.2	—	0.2
20~24	2.0	1.0	0.1	—	0.7	0.1	0.1	—	—
25~29	1.7	1.0	0.2	—	0.4	0.1	0.0	—	0.0
30~34	1.4	1.0	0.0	—	0.3	0.1	0.0	—	0.0
35~39	1.2	1.0	0.0	—	0.1	0.0	0.0	—	0.0
40~44	1.1	1.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	—	0.0
45~49	1.6	1.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	—	—
50~54	2.2	1.0	0.0	1.1	—	0.0	0.0	—	0.0
55~59※	3.0	1.0	—	2.0	—	—	—	—	—
60以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1.4	1.0	0.0	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
(B) 工員が非世帯主である世帯									
15~19	3.2	1.0	0.1	1.3	0.7	0.1	0.0	—	0.0
20~24	3.2	1.0	0.1	1.1	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0
25~29	3.2	1.0	0.1	1.1	0.8	0.1	0.0	—	—
30~34※	3.2	1.0	—	1.6	1.0	—	—	—	—
35以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	3.2	1.0	0.1	1.3	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0

備考 ※印は少数観察の誤差の多いことを示す。

子供の就業は、以後、急速度に増加し、50~54才層で1.1人、55~59才層では少数観察ではあるが2.0人に達する。それに応じて世帯の総就業者数も亦40~44才層の最低値1.1人から再び反転急増の形をとり、50~54才層で2倍の2.2人に、55~59才層では少数観察ではあるが3.2人と極大化している。但しその間一貫して稼ぎ手は本人と子供だけといつてよく、妻も殆んど完全に共稼ぎから解放されていることが注意をひく。

次に、(B)工員がなお非世帯主である世帯についてみると、その総就業人員は総平均で3.2人と前者(A)世帯群の2倍半に近い数字を示しており、(A)群世帯中の高年齢層と比較しても更に高い値を示している。しかし、この(B)世帯群の就業子供数平均1.3人の中の1人が独立して世帯主となり結婚生活に入ると考えられる(A)群30~34才層では、丁度残りの0.3人分を兄弟姉妹としてかかえており、ほかに父の0.1人がなお就業者として但し家計補助的に残っているわけになる。世帯の世代的交替循環は、世帯構成についてよりも、その労働力構成において見る方が一そう明確である。

尤も、このような循環過程は、現在の工員世帯の年齢分布を擬制的に時間的継起の関係にあるものとして観察したもので、現在工員がなお世帯員として所属している世帯の世帯主は必ずしもそのすべてが工員であるわけではない。(B)群世帯は、むしろ、(A)群世帯すなわち今日の大工場工員世帯の発祥した前代の世帯群の有様を示すものとする方が一そう妥当であろう。そこで、そうい

う見地から(B)群世帯の労働力構成を(A)群世帯の高年齢層のそれと対照してみると、その稼働人員は(B)群において遙かに多い。いかえれば、近代的大工場工員の形成する本格的な工業労働者世帯(A)は、これらの工員を今はじめて送り出している世帯(B)にくらべて、その労働力構成においても、はるかに単純化され、近代的単家族的形態に純化されたものであるということになる。あるいは、夫妻、親子、兄弟姉妹の家族総動員的な労働力構成をもつ世帯を出発点として、新しい近代的単家族的形にふさわしい労働力構成をもつた近代的労働者世帯は、いま形成過程の途上にあるのだと考えることもできようかとおもう。

併し、(B)群にみるような家族総動員型の世帯構成は、それと同時にまた、世代の交替途上に強制

第10表 大工場男子工員世帯の労働力化率 (%)

工員の年齢	全世帯員の労働力化率	世帯主以外の世帯員の労働力化率
(A) 工員が世帯主である世帯		
15 ~ 24	54.3	36.2
25 ~ 29	50.3	29.3
30 ~ 39	29.7	8.9
40 ~ 49	25.1	7.2
50 ~ 59	39.6	24.3
計	31.5	12.2
(B) 工員が非世帯主である世帯		
計	52.8	42.8

備考 (B)世帯群に属する工員の大部分は30才未満、約85%は25才未満である。上掲第7表参照。

ち世帯員数に対する就業世帯員数の割合を計算してみると第10表のとおり。(B)世帯群の家族総動員の体制はきわめて顕著である。

(4) 世帯の所得構成

以上のような世帯の労働力構成が必要とされる理由を更に所得構成の面から検討してみると第11表のような結果をうる。

次表によつてみると(A)工員が世帯主である世帯にあつては、若い年齢層では、当人の賃金が低いことはもちろん、その他の就業世帯員のそれも亦当然にひくく、したがつて就業人員が多いにかかわらず世帯の総収入額は極めて低い。30才未満にあつては世帯の総収入は2万円にみたない。之に反し、30才から40才へと中年期に達するに従い、就業世帯員数は自立つて逡減してゆくにかかわらず、その世帯総収入は着実に増加しており、更に40才代以降就業世帯員数の再び逡増する場合にはその世帯の総収入はいちじるしく増加している。

また、(A)と(B)の両世帯群を比較してみると、(B)工員がまだ独立せずに父兄の世帯に所属している場合には、当人の月収は(A)群の該当年齢のものにくらべて比較的到低いが、世帯の総収入はきわめて高く、世帯としての所得水準も1世帯員当りのそれも(A)群の50才前後のそれとほぼ同一水準にあるとみてよい。即ちその低収入が家族主義的庇護下に保障されていることを示している。

第 11 表 大工場男子工員とその世帯の平均月収

工員の年齢	工員の月収	他の就業世帯員の1人当り平均月収	世帯主以外の就業世帯員数	世帯の月収	1世帯当り世帯員数	世帯員1人当り平均月収
(A) 工員が世帯主である世帯						
15 ~ 19	6,400円	6,000円	0.8人	11,200円	3.7人	3,000円
20 ~ 24	9,000	6,400	1.0	15,300	3.5	4,400
25 ~ 29	13,800	8,700	0.7	19,800	3.4	5,800
30 ~ 34	18,700	9,700	0.4	22,800	4.0	5,700
35 ~ 39	23,300	9,100	0.2	24,700	4.7	5,300
40 ~ 44	24,700	8,400	0.1	25,800	5.0	5,200
45 ~ 49	26,100	7,500	0.6	30,700	5.6	5,500
50 ~ 54	29,000	10,100	1.2	40,900	5.5	7,400
55 ~ 59※	38,000	8,500	2.0	55,000	6.0	9,100
(B) 工員が非世帯主である世帯						
15 ~ 19	5,700	13,700	2.2	35,500	6.4	5,300
20 ~ 24	8,600	13,900	2.2	38,900	5.9	6,600
25 ~ 29	11,800	14,200	2.2	42,600	6.1	7,000
30 ~ 34	16,200	12,700	2.7	49,900	7.7	6,500
(C) 工員1人の準世帯						
15 ~ 19	6,200	—	—	6,200	1.0	6,200
20 ~ 24	8,300	—	—	8,300	1.0	8,300
25 ~ 29	11,000	—	—	11,000	1.0	11,000
30 ~ 34	13,900	—	—	13,900	1.0	13,900
35 ~ 39	15,000	—	—	15,000	1.0	15,000
40 ~ 44	20,000	—	—	20,000	1.0	20,000
45 ~ 49	23,500	—	—	23,500	1.0	23,500
50 ~ 54	18,000	—	—	18,000	1.0	18,000

備考 ※印は極端な少数観察であることを示す。なお、本表の計算に当つては工員以外の世帯員には収入未詳が若干あるので実際とは若干の誤差がある。

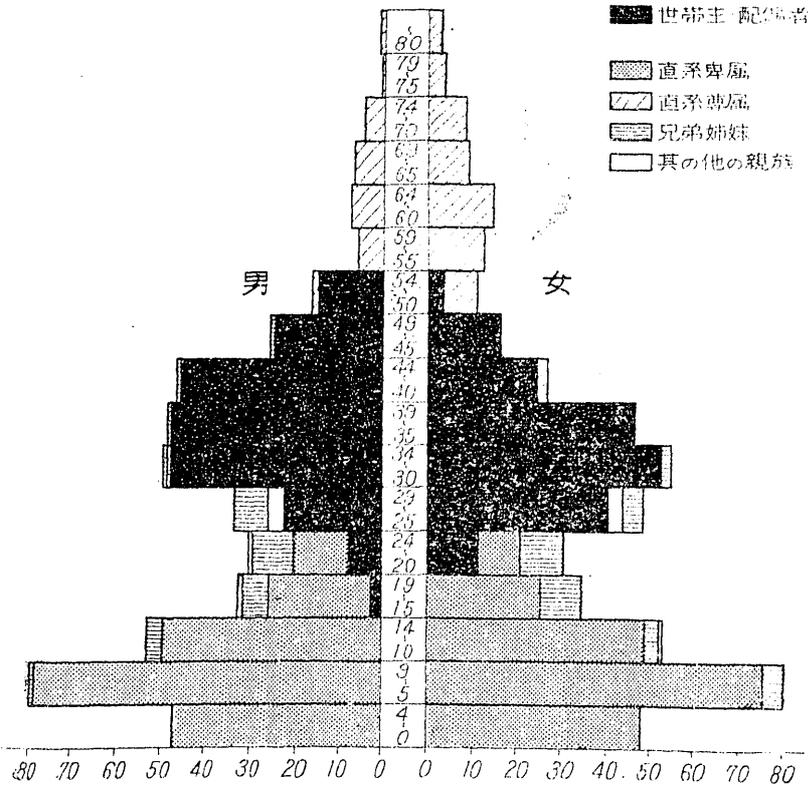
このことは、裏からいえば、(A)群における同じ低年齢層の工員世帯主は、父兄の失業、死亡その他の理由によつて罷むなく世帯主(即ち世帯における最多収入者)として働くことを余儀なくされているものであることを物語るもので、20才未満ないし25才未満の工員が世帯主である世帯の世帯員1人当りの月収は上表では3,000円ないし4,000円の水準にしかない。と同時に、このような低生活水準こそ、いわゆる家族主義的庇護と保障の下にある年少労働力の家族主義的評価価格をはだかにしてみせたものだといつてもよいのではないかとおもう。

なお(C)群などにいる準世帯工員の月収は(A)や(B)と較べても最も低く、世帯をもたないことが主として経済的事情によるものであることを察知せしめる。

要之、所得水準からみた大工場工員の独立年齢は辛じて30才あたりにあるといつてよい。婚姻年齢からみた見当も亦ほぼその辺にあつたわけであるから、人口再生産過程の最初の出発点はあきらかに経済的条件の規制下にあるといつてよからう。戦前とくらべて大きな過剰人口の圧力を痛感せしめる事実であるが、俸給生活者群においても之と大差あるわけではなく、中小並びに零細企業従業員の場合にはもつと深淵なものがあることはいうまでもない。

(5) 社会階級として人口構造

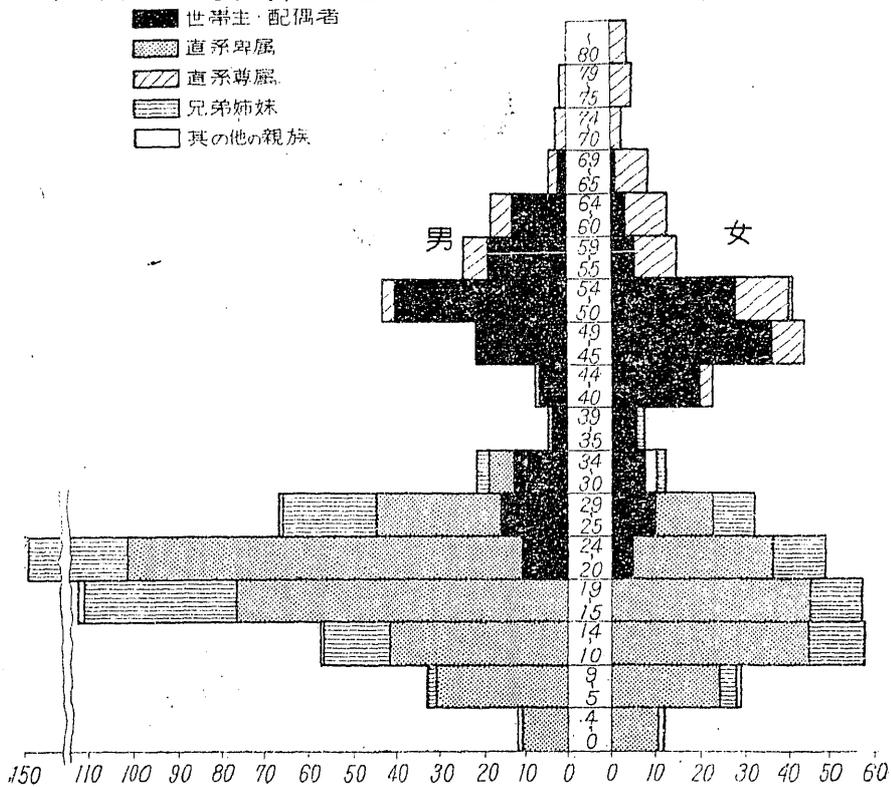
第1図 (A)工員が世帯主である世帯群人口の年齢構成(千分率)



最後に全工員世帯を近代的労働者階級という一つの人口集団としてとらえ、その年齢構成を世帯における地位別に図示してみると第1～3図のようである。

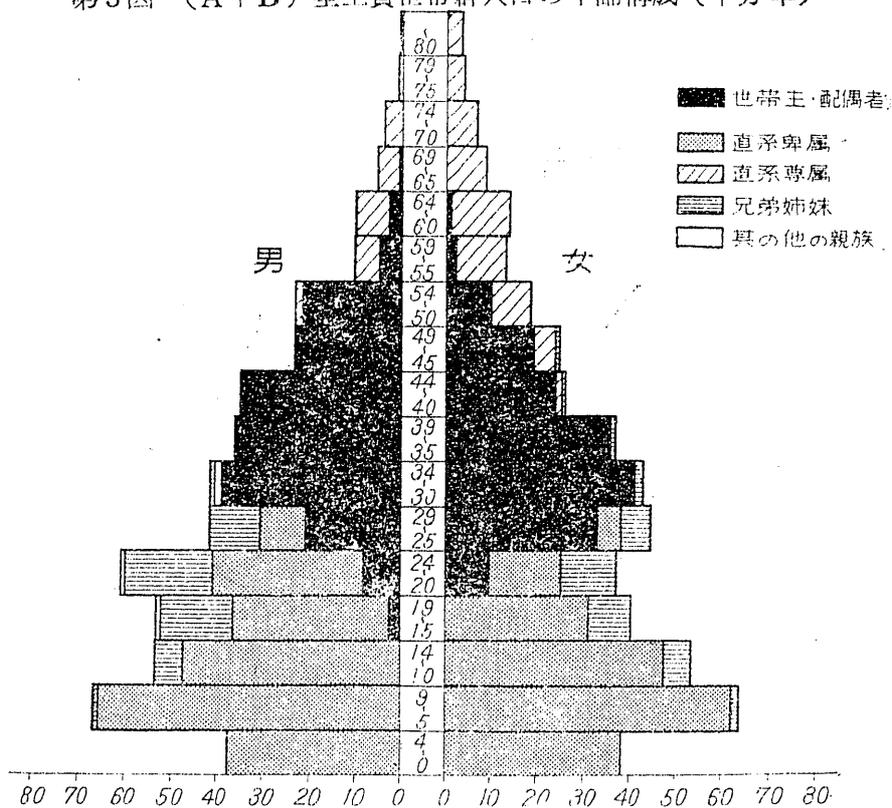
図示によつて概観しうるとおり、(A)工員が世帯主である世帯群の人口は青壮年層のふくらの大きい大都市人口型を典型的に代表している。もし之に(C)準世帯にいる1人ぐらしの工員をつけ加えるならば、この形は一段と極端なものとなるはずである。之に対し(B)工員がまだ非世帯主である世帯群の人口は世代の交替期における過渡期の異様な姿を示し、丁度(A)群に

第2図 (B)工員が非世帯主である世帯群人口の年齢構成(千分率)



欠けたところを補う形をとっている。したがって(A+B)両群を合計した全世界帯群の人口、いかなれば現在工員がなんらかの意味で所属している世帯の全人口として観察してみると、第3図にみるようにまた正常な形をとってくる。しかし、人口分析という見地からいうならば、むしろそのような正常な型をとっている人口集団が、現実的には二つの異質的な集団の相互的交替と循環の過程としてできているものであることに注目することが肝要であろう。

第3図 (A+B) 全工員世帯群人口の年齢構成(千分率)



いま、この(A+B)人口集団を近代的労働者階級のデモグラフィ的形態を代表するものとし、その年齢別構成を一般人口のそれと対比してみると第12表のようで、15~29才の就業移動期から30~44才の定着活動期の人口層に大きな比重をおいた生産的人口集団であることがわかる。しかし定着活動期の後半期にあたる45~59才層から60才以上の引退養老期にかけてその比重を著しく低下させていることは、それが労働者階級人口の生物学的形態ではない以上、当然にそのひずみを受けとる他の社会集団がなければならぬはずである。社会階級別にみた人口の再生産過程は、上にみてきたようにただに内部的な断絶を孕んだものであるだけでなく、全体としてもまた封鎖的、自己完了的なものではありえないのである。人口の社会的移動の問題の重要性も亦そこにあるといつてよからうかとおもう。

第12表 全国人口と近代的労働者階級人口の年齢構成の比較

	総数	0~14才	15~29才	30~44才	45~59才	60才以上
全国人口(昭和30年)	100.0%	33.6%	27.4%	18.2%	12.7%	8.1%
(A+B)近代的労働者階級	100.0	31.7	28.0	22.2	11.4	6.5
全国人口を100とする指数	—	94.3	102.2	122.0	89.8	80.2

Ⅲ 工場労働力の発生的構成

現在工員として近代的工業労働力を構成している者たちが、どのような社会階層から、またどのような経過をたどって発生してきたものであるかという、社会的移動の問題に接近する手段の一つと

して、この調査は工員が義務教育をおえたとき即ち最低の労働年齢に達したときに彼らを実際に扶養していた扶養者の職業をあきらかにし、工業労働力の発生的起源の社会階級的な背景を明きらかにしようとした。とくに義務教育修了時の扶養者を対象として、出生時にまで遡らなかつたのは、労働年齢に達するまでの間の移動が相当にはげしいことを考慮したためである。

(1) 扶養者とのつきがら

そこで最初に彼ら工員が義務教育をおえた時の扶養者が誰であつたかをみると第13表の様である。ここに工員の現在の年齢を大きく3階級に区分したのは、既往にさかのぼつて彼らが労働年齢に

第13表 大工場男子工員が義務教育をおえた時の扶養者と工員との続柄別分布

工員の現在の年齢	父	父以外の家族	その他の親族	他人	不詳	計
24才未満	75.9	18.0	1.4	0.6	4.1	100.0
25~34才	82.7	11.0	2.4	0.2	3.7	100.0
35才以上	62.9	8.7	2.0	1.1	5.3	100.0
計	80.9	11.9	2.0	0.7	4.5	100.0

達した時が戦後にあたる者(24才未満層)、戦時中にあたる者(25~34才層)および戦前にあたる者(35才以上)に部類わけして、戦前戦後の推移をみようとしたためである。そういう見地から表の数字を追つてみると、扶養者が父であつたものは総計して8割余に達しているが、戦前・戦後をくらべてみると労働年齢に達するまでの間父の手許で育てられたものの割合は相当に少くなつてい

る。そして、当然のことではあるが、その逆に父以外の家族(母や兄など)に育てられたものの割合は増してきている。但しそれがどの程度まで戦争の影響を語るものか、それとも社会事情の変遷を語るものであるかは残念なことにつきとめるきめ手がない。むしろそういう点では、少数部分の推移ではあるが、家族以外の親族(叔父・叔母など)や血縁のない他人に育てられた者の割合が戦後は戦前にくらべて減つていることの方が一そう暗示的である。

(2) 世代間の職業移動

さて、工員たちが義務教育をおえたときのこれら実際の扶養者たちの職業別分布をとつてみると第14表のような結果をうる。

工員の年齢3階級が戦前戦後の比較をとるためであることは前段とおなじい。彼らの扶養者の職業分布中、(1)農林漁業(実質的には農業)の占める割合は、総計して3割強であるが、時代別にみると戦前の4割ちかくに対して戦後は2割強に、即ち半分ちかくに減少している。また、出身農家の経営規模別の割合をみると、その分布の形は戦前戦後を通じて1町を境とする上層農家の方へ強くかつていることが目に止まる。

総計して、農林漁業について大きな割合を占めているのは(2)其の他の自営業主であるが、これも時代別にみると戦後はその比重を顕著に軽減しているのが注意をひく。

第14表 大工場男子工員が義務教育をおえた時の扶養者の職業別分布

扶養者の職業	現在の工員の年齢			計
	24才未満	25~34才	35才以上	
1) 農林漁業者	21.2	26.1	39.5	31.5
内、農地2町以上	3.1	5.1	6.7	5.3
" 2~1町	5.7	5.6	11.1	8.0
" 1町~5反	3.3	3.3	8.0	5.4
" 5反未満	1.8	2.6	1.2	1.8
" 不詳	6.3	8.9	12.5	9.7
林漁業	1.0	0.5	2.0	1.3
2) 其の他の自営業主	16.8	25.9	26.1	23.6
内、製造業	3.1	4.0	6.2	4.7
商売	9.4	13.7	14.0	12.7
その他	4.3	8.2	5.9	6.2
3) 筋肉労働者	16.5	15.4	6.6	11.9
4) 俸給生活者	28.4	20.3	9.2	17.6
5) その他	0.6	0.6	0.9	0.7
6) 無業及び不詳	16.5	11.7	15.7	14.7
7) 計	100.0	100.0	100.0	100.0

之に反し、戦後にいちじるしくその比重を高めているのは(3)筋肉労働者と(4)俸給生活者で、いづれも主として都市的で且ついづれも近代的な被傭者階級であることに意味があろう。特に俸給生活者層は戦後は3割ちかくの比重を占め、農林漁業者の2割強を上廻つて第1位となつている。そして俸給生活者層と筋肉労働者層とを合せた近代的被傭階級層の比重が戦後は45%、不詳票を斟酌すれば優に過半数に達し、農林漁業者やその他の自営業者層を合せた家族経営的生業者層を大きく超えるに到つていることは注目し得る事実といつてよからう。

その内、とくに筋肉労働者層の比重の増大は同じ労働者階級層の自己再生産過程の強化として意味があり、實質的には世代の交替過程における社会的上昇運動を示すものとみてよからう。他方、俸給生活者層と筋肉労働者層との社会的層位の上下は一概に確定しがたいが、近代的な大工場における工業労働力が一般サラリーマン層の中からも、しかも最も強力に吸収、編成されつつあるという事実は注目にあたいする現象で、近代的労働者階級は独立の人口集団としても今まさしく拡大再編成の途上にあることを実証するに足るものであろう。

(3) 自家以外での最初の職業

次に、工員が彼らの扶養者の家を出てその職業経歴の上で最初についた職業が何であつたかをみたものが第15表である。特に

第15表 大工場男子工員の最初についた職業別分布

最 初 の 職 業	現 在 の 工 員 の 年 齢			計
	24才未満	25~34才	35才以上	
1) 現職が最初の職業である者	83.7	66.9	40.6	59.9
2) よそでの工場労働者	10.4	23.3	35.1	25.0
内、経営規模200人以上	2.9	18.0	15.8	13.0
" 200人未満30人以上	3.5	2.8	6.5	4.6
" 30人未満	3.5	2.1	12.2	6.9
" 不詳	0.4	0.4	0.6	0.5
3) その他の筋肉労働者	2.7	5.6	14.7	8.8
4) 自営業主	0.4	0.7	4.7	2.3
内、製造工業	0.2	0.2	0.8	0.5
そ の 他	0.2	0.5	3.6	1.8
不 詳	—	—	0.2	0.1
5) 俸給生活者	1.8	2.8	2.5	2.4
6) そ の 他	—	—	0.1	0.1
7) 不 詳	1.0	0.7	2.3	1.5
8) 計	100.0	100.0	100.0	100.0

「自家以外」とことわつてあるのは、彼らの扶養者が自営業者である場合その家族従業者として家業に従事する場合が少くないと考えられたからである。したがつて、左表にみる最初の職業は近代的な個人として、つまり労働力という商品として、労働市場に入つた出発点の職業をいうわけである。

左表にみるように、総計して現工員の6割は現職を最初の職業とするもので、その割合は24才未満層では8割5分にも近い数に達しているが、就業年齢が戦前におちる35才以上層にあつ

ても優に4割は最初からここに来たものであつて、上段にも入社時期別の分布でみてきたとおり、大工場の工員が中途退社があつても、中退入社はほとんどなく、したがつて当初からの一貫就業者が多いことを示している。

そこで、(1)現職が最初の職業である者と(2)よそでの工場労働者であつた者、すなわち最初の職業が工場労働者であつた者の割合は、総計して85%、戦後層の24才未満では約95%という比重を占めている。したがつて、自営業や俸給生活をふり出しとした者の割合は、とくに戦後では、ほとんど無視してよいほどの小さな比重しかもつていない。

但し(2)よそでの工場労働者をふり出しの職業とする者の内、その従業員数からみた経営規模200人

未満の中小及び零細工場労働者と、(3)工業以外の筋肉労働者や、更に(4)自営業主中製造工業に携った者の合計は、総計して2割をこえ、最近の24才未満層にあつても1割を占めており、中小零細工業が労働市場で占めている大きさを十分に察知させる。とはいえ、時代別にみたその比重のいちじるしい低下傾向は、この中小零細企業の歴大な存在も、労働市場の中で、大経営のそれと通路のない異質的な存在になりつつあることを思わせるに不足しないようである。

それは、また、これら他所で最初の職業を求めた者たちだけの最初の職業の就業期間別の分布をとつてみても明瞭で、戦前層すなわち35才以上層ではそのモードは決定的に3年以上のところ集中しているのに対し、戦後層すなわち24才未満層のそれは1年以上2年未満のところであり、そして全体の過半数は2年未満の部分に属する。

なお、この調査は、最初の職業をあきらかにするほか、また主要前職すなわち前職歴中もつとも長期間従業していた職業についても調査をしたが、以上のとおり現職を最初の職業とする者が圧倒的に多いので、職歴調査に関する部分はこれ以上くわしく追及するにも及ぶまいとおもう。ただ主要前職別にみると、最初の職業別にみた諸傾向が更に一段と鋭くあらわれていることだけを附記しておく。

(4) 地 域 移 動

職業移動が、敍上のおおり、きわめて少いのに対応して、地域移動も亦きわめて乏しい。調査対象となつた工場は神奈川県下川崎市にあつたわけであるが、彼らが義務教育をおえた時の居住地別分布をとつてみると、第16表のようで、43%は神奈川県下に、それに東京都の16%を合せると約60%

第16表 大工場男子工員の義務教育修了地別分布

都府県名	割合 (%)	都府県名	割合 (%)	都府県名	割合 (%)
神奈川県	42.9	福島	2.6	新潟	3.1
東京都	16.3				
埼玉県	2.9	山形	2.5	山梨	2.6
千葉県	2.0				
群馬県	2.3	秋田	2.2	その他の西日本	4.3
栃木県	2.9	青森	0.4	外地外国	0.3
茨城県	2.9	北海道	0.8	不詳	0.8
				計	100.0

第17表 工員の義務教育修了地および最初の就業地別分布

義務教育修了地	最初の就業地									計
	神奈川県	東京都	その他の関東5県	東北6県	北海道	新潟長野山梨静岡の4県	その他の西日本	外地外国	不詳	
神奈川県	91.4	6.6	0.2	—	—	—	0.6	—	1.2	100.0
東京都	60.7	37.1	0.6	—	—	—	0.3	—	1.3	100.0
その他の関東5県	63.1	22.1	14.1	—	—	—	—	—	0.7	100.0
東北6県	62.1	16.2	—	18.2	1.0	0.5	1.5	0.5	—	100.0
北海道	56.3	12.5	—	—	31.2	—	—	—	—	100.0
新潟、長野、山梨、静岡の4県	63.4	18.1	0.9	—	—	13.4	2.3	0.9	0.9	100.0
その他の西日本	58.5	13.4	—	1.2	—	2.4	23.2	1.2	—	100.0
外地外国	20.0	—	—	—	—	—	—	80.0	—	100.0
計	74.5	16.3	2.1	1.9	0.4	1.7	1.7	0.4	1.0	100.0

がいわゆる京浜地区内におちており、その労働力は主として地元で賄われているといつてもよさそうである。しかし、地元と地方のほぼ6分4分という割合は東京・大阪等の6大都市及び福岡市を含む7大都府県人口の出生地別構成（昭和25年センサス・同一都府県内出生者の割合70.9%、但し男女計）とくらべるとずっと地方出身者に依存しており、やはり人口の大都市集中傾向の波の中に成り立っている労働力であることは疑いない。

そこで、義務教育の修了地と自家以外での最初の就業地とをかみ合せて、彼らの地域移動の性格をみると第17表にみるとおりで、その殆んど大部分が東京と神奈川を最初の就業地としており、残りの僅かが、それも大部分は義務教育の修了地で最初に就業していて、他の府県に出たものはほとんどない。地方出身者は、僅かの足がりの就業を除いては、大部分が京浜地区へ一直線に入ってきたものとみてよいわけになる。

IV 補遺 家事労働と出産力

(1) 世帯における家事労働力の配分

前段、世帯の労働力構成の分析にあたっては、もっぱら収入を目的とする労働力について分析してきたが、しかし世帯の構成にとって家事労働力も亦かくことのできないものであることはいうまでもない。そこで、家事労働が、世帯における地位別にみて、どのような世帯員にふりあてられているかをみたものが第18表である。

家事担当者は通例として女子であるので本表も亦女子のみについて集計されたものであるが、共

第18表 大工場工員世帯における地位別にみた1世帯当り
家事担当女子数

工員の年齢	妻	娘	姉妹	母(祖母を含む)	その他の親族	同居人	計
(A) 工員が世帯主である世帯							
15~19	0.1	—	0.1	0.7	—	—	0.8
20~24	0.1	—	0.1	0.6	—	—	0.8
25~29	0.6	—	0.1	0.3	—	—	0.9
30~34	0.9	—	0.0	0.2	—	—	1.1
35~39	1.0	—	0.0	0.1	0.0	—	1.1
40~44	1.0	0.0	0.0	0.1	—	—	1.1
45~49	0.9	0.1	0.0	0.1	0.0	—	1.2
50~54	0.9	0.2	0.0	0.1	—	—	1.2
55~59※	1.0	—	—	—	—	—	1.0
計	0.8	0.0	0.0	0.2	0.0	—	1.1
(B) 工員が非世帯主である世帯							
15~19	0.6	0.2	0.0	0.3	—	—	1.1
20~24	0.6	0.1	0.1	0.2	—	—	1.0
25~29	0.6	0.1	0.0	0.3	—	—	1.1
30~34※	1.0	0.3	—	—	—	—	1.3
計	0.6	0.1	0.0	0.3	—	—	1.0

備考 ※印は少数観察の弊の多いことを示す。

かせぎその他の事情でとくに専任の家事担当者のいない世帯もあり、また男子が家事の担当者となつている世帯もある。

まず、左表について、女子についてのその一世帯当りの人数をみると、総計して(B)1.0人ないし(A)1.2人で、その主体は当然に妻にある。しかし、上掲第8表でみてきたとおり、工員の年齢別にみた世帯構成は年齢の推移につれて違つており、(A)世帯群で工員世帯主がまだ過半未婚者である25才未満においては母がその代理をつとめており、姉妹が一部これを手助けしているわけになるが、その総計は世帯当り平均1.0人に達しない。7割が有配偶者となる

30～34才層ではじめて完全に1人前の家事担当者をうるわけで、母の役割りも大部分解放されるがしかし一貫して若干の母の追加労働力とあわせて1人前の家事労働力を構成していることが注目をひく。と同時に45～49才層からは新しく娘の労働力までも追加して最も余裕のある家事労働力を構成するわけであるが、総計してみると家事労働力の主体は妻8分母2分という形となつていて、娘の役割りは皆無にちかい。

(B)群世帯では、総計して、妻6、母3、娘1という割合で、計1.0人となつているが、世帯主が工員の父である場合と兄である場合とで構成はまた違つた形をとつているであろう。ここには、ただ、家事労働力の構成の上からみても、これらの過渡期的世帯群が多分に家族主義的動員体制の下に生活していることを注意するにとどめておく。

なお、専任が家事を担当する女子のいない世帯は各層に若干世帯づつ分布しており、総計して(A)世帯群では5%余の世帯が、(B)世帯群では9%ちかくの世帯がこれに該当する。上表の平均はこれらの世帯をも含めての平均であるから、実際には家事担当に十分な余裕をもつ世帯と該当者がいないか乃至はいても稼ぎに出ねばならない世帯とが、多数少数の別はあるが、はつきりと分かれていたわけになる。

但し家事労働力の不足は若干男子によつて代位されている場合もあり、その殆んどは父であるが、とくに(B)世帯群では息子及び兄弟の場合が各1例ある。しかし家事を担当している男子の数は(A)B)両群を合算して女子の1%余にすぎない。

(

(2) 婚姻持続期間別出産力

前掲の人口構造図でもみられたように、年齢構成の形からみると工員世帯は全国平均とくらべてかなりの子供をかかえているが、しかし0～4才層の子供は5～9才層のそれよりもかなりすくなく、最近は出生の抑制が相当に強度に行われていることを思わせる。

この調査は出産力の測定を目的としたものではなかつたので精確な計量は不可能であるが、有配偶の工員世帯のもつている0～4才の子供数から、全国人口の生命表によつて実際の出生児数を逆算し、最近の出産力を結婚持続期間別に構成してみると、第19表のような結果となつた。

すなわち、彼ら夫婦の最近(詳しくは最近5カ年乃至2カ年)の子供のうみ方、あるいは寧ろうま

第19表 大工場工員夫婦の結婚持続期間別出産力

結婚持続期間 (年)	最近5カ年間の出産力		最近2カ年間の出産力	
	特殊出生率	累加合計	特殊出生率	累加合計備
0	0.17	0.17	0.16	0.16
1	0.34	0.51	0.27	0.43
2	0.21	0.72	0.23	0.66
3	0.17	0.89	0.17	0.83
4	0.17	1.06	0.13	0.96
5～9	0.17	1.48	0.13	1.27
10～14	0.07	2.08	0.05	1.70
15～19	0.05	2.38	0.01	1.86
20～24	0.01	2.53	0.00	1.86

備考 計算法については本文参照。集計に利用された夫婦数は1,207組。なお本表の工員夫婦とは男子工員を夫とする夫婦のことである。

なさ方を結婚持続期間別の出生率として計量し、その累加合計をとつてみると、彼らが一生涯に(結婚持続期間20～24年の間に)うむことになるであろう累計出生児数は、(a)最近5カ年間の事実によつて計算された場合には2.5人で既に相当に低い、更に(b)最近2カ年間の事実に基づいて計算された場合はすでに2人を割つて1.9人となり、きわめて強い出生の抑制が行われているわけになる。

調査対象となつた工場は最近「新生活運動」の一環として産児調節の指導をうけるようになったところで

あるが、その実際の効果はこの調査時にはまだ現われていないはずであるから、このような最近の出生抑制の強化は、指導をまたずに、むしろ自発的に、そして恐らくは主として人工妊娠中絶の手段で行われるに到つたものとみてよいであろう。しかし、いずれにせよ、賃金水準の高い大工場の労働者階級が積極的な出生抑制の形に転換してきたことは注目すべき事件といつてよいとおもう。というのは、人口問題研究所の昭和27年の出産力調査の結果が示しているように、今までの労働者階級の出産力は、俸給生活者層とは反対に、所得の多い者ほど高くなり、所得の上昇による生活余力を大方子供を育てる費用に費消してしまうといつてもよいような傾向をもつていたからである。(詳しくは本誌第62号所収の拙稿「戦後出産力の分析」を参照されたい。)手段は一応どうでもあれ、またその動機は生活苦の圧迫によるものであらうとも、生活苦を実感し、これを自ら回避しようとする積極的な努力は、自分の生活水準の維持と向上に執心な小市民的感情の成熟を実証するもので、そういう意味でも近代的労働者階級はたしかに近代的な社会階級としていま成長の途上にあるといつてもよいかとおもう。

後篇 女子工員とその世帯

女子工員総計1,558人とその所属世帯に対する調査結果については、男子工員の場合と対照して特に興味のある点についてだけ、以下ごく簡略に記述するに止める。

I 調査された工員集団の概貌

(1) 年齢構成と配偶関係

女子工員の年齢構成は第20表にみるとおり、男子工員の場合とくらべて極端に若い層にかたよつており、優に83%が25才未満層に属するが、この分布は昭和25年センサスの女子工員の年齢分布とくらべても、男子工員の場合以上に若い層にかたよつている。

年齢の若いため、配偶関係では未婚者が多く総計して88.4%に及んでいるが、少数の25才以上の者についても未婚者の割合が高いことが注意をひく。即ち25~29才層で59.6%、30~34才層で54.2%、35~39才層で44.4%が未婚者である。その上30才をこえると死離別者の割合も亦すくなくない。30才以上の130人をくくつてみると、未婚者は46.2%、有配偶者は35.3%、死別者は15.4%、離別者は2.3%、ほかに不詳0.8%となつている。

なお、教育程度別には93.1%が新旧制度の義務教育修了程度で占められているが、若い年齢層には新制大学出が1名あつた。

また、入社時期別にみると、その過半53.1%は昭和26~28年期に属し、終戦以前のもののは8.3%に過ぎない。

(2) 賃 金 (手取り)

賃金水準を賃金階級別分布の形でみると第21表のとおり。そのモードは25才までは男子と同じく

第20表 大工場女子工員の年齢構成

年 齢	この調査の 女子工員	全国女子工員 (昭和25年 センサス)
14	—	31.3
15~19	43.7	
20~24	39.2	
25~29	8.7	28.5
30~34	4.6	
35~39	1.7	
40~44	0.8	17.1
45~49	1.2	
50~54	0.1	
55~59	—	2.4
60以上	—	
不 詳	—	0.2
計	100.0	100.0

ラスにあるが、25才をこえると立ちおくれ、年齢の上昇によつてもモードは1万円以上1万5千円未満のところから動かない。

第21表 女子工員の賃金階級別分布

年 齢	5千円未満	5千円以上 1万円未満	1万円以上 1万5千未満	1万5千以上 2万円未満	2万円以上	不 詳	計
15 ~ 19	3.2	92.8*	—	—	—	4.0	100.0
20 ~ 24	1.3	93.5*	1.8	—	—	3.4	100.0
25 ~ 29	0.7	61.8	36.0*	—	—	1.5	100.0
30 ~ 34	—	23.6	75.0	1.4*	—	—	100.0
35 ~ 39	—	22.2	63.0	11.1	—*	3.7	100.0
40 ~ 44	—	—	83.3	16.7	—*	—	100.0
45 ~ 49	—	—	72.2	27.8	—*	—	100.0
計	2.0	84.1	9.9	0.7	—	3.3	100.0

備考 ※印は男子の場合のモードの所在をしめす。

Ⅱ 所属世帯とその労働力構成

(1) 本人の世帯における地位

女子工員の世帯における地位別分布を年齢別にみると第22表のとおり。25才未満では娘か乃至は姉妹である場合で大半を占めているが、この時代にもすでに世帯主（即ち世帯における最多収入者）である場合が15~19才で5.6%、20~24才で11.9%もある。25~34才層では配偶者である場合が一ばん多いが、35才以上では世帯主である場合が一ばん多い。即ち夫の死亡、失業または所得の減少を物語る。しかもその所得は、上段にみたとおり、年齢の上昇にふさわしく上昇してはいないわけであるから、その生計は相当に苦しいものに相違ない。それが社会的に極めて少数かつ異例のものであるということが問題の社会性をおおいかくしているわけであるが、問題の根は男女賃金格差の問題から、更に総労働力人口の社会的にも国民経済的にも妥当な合理的再編成の問題にまで連なるといつてよからう。

第22表 大工場女子工員の世帯における地位別分布

年 齢	世帯主	妻	娘	姉 妹	母	その他 の親族	準世帯主	計
15 ~ 19	5.6	0.1	63.0	26.7	—	0.6	4.0	100.0
20 ~ 24	12.0	8.2	45.2	29.1	—	0.3	5.2	100.0
25 ~ 29	15.4	33.8	13.2	19.9	—	—	17.7	100.0
30 ~ 34	26.4	36.1	6.9	12.5	—	1.4	16.7	100.0
35以上	51.7	24.1	—	10.4	—	—	13.8	100.0
計	11.6	8.8	46.8	25.8	—	0.4	6.6	100.0

(2) 世帯とその労働力構成

女子工員の所属している世帯の世帯における地位別構成とその労働力構成をみると第23表および第24表のような結果をうる。

世帯当り平均世帯員数は、(A)女子工員が世帯主である世帯においては、男子工員の場合の4.6人に

対し、3.9人といちじるしく低く、反対に(B)女子工員が非世帯主である世帯においては、男子工員の場合6.1人と同じように、6.0人とやはりいちじるしく高い値を示している。とくにその1世帯当り

第23表 大工場女子工員世帯の世帯における地位別世帯当り平均世帯員数

女子工員の 年 齢	世帯主	配偶者	子 供	兄弟姉妹	父	母	祖父母	その他	不 詳	計
(A) 女子工員が世帯主である世帯										
15 ~ 19	1.0	—	—	1.0	0.3	0.8	0.0	0.0	—	3.9
20 ~ 24	1.0	—	0.0	1.8	0.4	0.8	0.1	0.1	—	4.2
25 ~ 29	1.0	0.1	0.0	1.7	0.5	0.9	0.1	0.1	—	4.5
30 ~ 34	1.0	0.2	0.2	1.0	0.3	0.5	—	0.2	—	3.2
35 ~ 54	1.0	0.1	1.1	0.5	0.1	0.2	—	0.4	—	2.9
55以上	1.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1.0	0.0	0.2	0.7	0.3	0.7	0.1	0.1	—	3.9
(B) 女子工員が非世帯主である世帯										
15 ~ 19	1.0	0.7	3.2	0.9	0.1	0.3	0.0	0.0	—	6.4
20 ~ 24	1.0	0.7	2.7	1.0	0.2	0.3	0.0	0.0	0.0	6.1
25 ~ 29	1.0	0.8	1.0	1.0	0.1	0.4	—	—	—	4.4
30 ~ 34	1.0	0.8	0.9	0.7	0.3	0.4	—	0.1	—	4.4
35 ~ 49	1.0	0.8	0.9	0.6	0.2	0.5	—	—	—	3.9
50以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1.0	0.7	2.8	0.9	0.2	0.4	0.0	0.0	—	6.0

第24表 大工場女子工員世帯の世帯における地位別にみた世帯当り平均就業世帯員数

女子工員の 年 齢	世帯主	配偶者	子 供	兄弟姉妹	父	母	祖父母	その他	不 詳	計
(A) 女子工員が世帯主である世帯										
15 ~ 19	1.0	—	—	0.3	0.0	0.1	—	—	—	1.6
20 ~ 24	1.0	—	—	0.7	0.0	0.1	—	0.0	—	1.9
25 ~ 29	1.0	0.0	—	0.9	0.1	0.0	—	—	—	2.1
30 ~ 34	1.0	0.2	—	0.7	0.1	—	—	0.1	—	1.9
35 ~ 54	1.0	0.0	0.7	0.2	—	—	—	0.2	—	2.3
55以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1.0	0.0	0.1	0.6	0.0	0.1	—	0.0	—	1.9
(B) 女子工員が非世帯主である世帯										
15 ~ 19	1.0	0.0	1.4	0.5	0.0	0.0	—	0.0	—	3.1
20 ~ 24	1.0	0.2	1.2	0.7	0.1	0.0	—	0.0	—	3.2
25 ~ 29	1.0	0.5	0.4	0.7	0.0	0.0	—	—	—	2.7
30 ~ 34	1.0	0.6	0.4	0.6	—	0.0	—	0.1	—	2.7
35 ~ 49	1.0	0.7	0.1	0.5	0.1	—	—	—	—	2.3
50以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1.0	0.2	1.2	0.6	0.0	0.0	—	0.0	—	3.1

の稼働就業人員をみると、A世帯群においては1.9人で、男子工員の場合の1.4人に対し、よりすくない世帯員数の中から、より多くの稼ぎ手を動員しているわけになる。(B)世帯群の就業人員3.1人は男子工員の場合の3.2人とほぼひとしく、世帯員の労働力化率は、(A)、(B)両世帯群においてほぼ同じく、平均してほぼ半数を動員しているわけである。

とくに男子工員世帯とくらべて異色ある点は兄弟姉妹の同居する割合が多いことで、かつその比重は姉妹の方にずっと重く、その上これらの兄弟姉妹とくに姉妹の少ない部分が稼ぎ手として協同していることである。それが女子の低賃金とうらおもてになつた現象であることはいうまでもなからう。

(3) 世帯の所得とその構成

そこで女子工員世帯の所得とその構成をみると第25表のとおり。女子工員にとっては本人が世帯主でない(B)世帯群の方が正常で、且つ実際にも大多数の場合になるが、平均6.0人という多人数の世帯員をしかもできるだけフルに稼働して、世帯の総収入や、世帯員1人当りの平均収入でも相当に高い水準を維持している。つまり、女子工員の立場からいえば、家計補充的な家族員の協同労働体制の犠牲において、自分が所属する世帯の収入を相当に高くしているわけになる。但しこの場合で

第25表 女子工員とその所属世帯の平均の月収

女子工員の年 齢	女子工員の平均月収	他の就業世帯員の1人当り平均月収	1世帯当り就業人員	世帯の月収総額	1世帯当り世帯員数	世帯員1人当り平均月収
(A) 女子工員が世帯主である世帯						
15 ~ 19	6,000円	4,300円	1.6人	8,600円	3.9人	2,200円
20 ~ 24	7,200	5,800	1.9	12,400	4.2	3,000
25 ~ 29	9,600	6,900	2.1	17,100	4.5	3,800
30 ~ 34	11,200	8,700	1.9	19,000	3.2	5,900
35以上	13,100	7,500	2.3	22,000	2.9	7,600
計	8,600	6,500	1.9	14,500	3.9	3,700
(B) 女子工員が非世帯主である世帯						
15 ~ 19	5,800	13,000	2.1	29,800	6.4	4,700
20 ~ 24	7,200	12,900	2.2	31,200	6.1	5,100
25 ~ 29	9,400	13,400	1.7	31,000	4.4	7,000
30 ~ 34	11,000	12,700	1.7	32,700	4.4	7,400
35以上	11,800	15,400	1.3	29,500	3.9	7,600
計	6,900	13,000	2.1	30,500	6.0	6,200
(C) 女子工員の準世帯						
15 ~ 19	5,800	—	—	5,800	1.0	5,800
20 ~ 24	7,200	—	—	7,200	1.0	7,200
25 ~ 29	9,300	—	—	9,300	1.0	9,300
30 ~ 34	10,700	—	—	10,700	1.0	10,700
35以上	12,000	—	—	12,000	1.0	12,000
計	8,100	—	—	8,100	1.0	8,100

備考 第11表参照。

も男子工員の(B)世帯群の収入水準にはやや劣っている。

之に反し、女子工員が世帯主(最多収入者)である(A)世帯群は最もみじめで、比較的小人数の世帯でその世帯員を最大限に労働力化しながら、その生活水準は最も低いという結果になっている。

なお、(C)準世帯群は、境遇的には決して幸福者の部類にはいる者ではないであろうが、その所得を世帯員1人当りの収入としてみると一ばん高い生活水準にあるという結果になる。但し仕送りその他の事情については本調査の手のとどきかねるところであつた。

(4) 家事労働の担当者

女子工員世帯の、敍上のような労働力総動員体制の中で、家事労働力がどのような形で賄われているかをみると第26表のとおり。当然のことながら、1世帯当り平均の家事担当者数は、男子工員世帯の場合とくらべてやや低い。且つ年齢層別のかたよりも極めて大きく、30才をこえる女子工員世帯の場合には専任の家事担当者は1人の線を大きく割っている。

家事担当者の世帯における地位も亦、男子工員世帯の場合と全く趣きをかえ、(A)世帯群において

第26表 大工場女子工員世帯の世帯における地位別
世帯平均家事担当女子数

女子工員の年齢	女世帯主または妻	娘	姉妹	母	その他の親族または同居人	計
(A) 女子工員が世帯主である世帯						
15~19	—	—	0.1	0.9	—	1.0
20~24	—	—	0.1	0.8	—	0.9
25~29	—	—	0.1	0.9	—	0.9
30~34	—	—	0.1	0.5	0.1	0.7
35以上	—	—	0.1	0.2	—	0.3
計	—	—	0.1	0.7	0.0	0.8
(B) 女子工員が非世帯主である世帯						
15~19	0.7	0.1	0.0	0.3	—	1.1
20~24	0.6	0.1	0.0	0.3	—	1.0
25~29	0.2	0.0	0.0	0.3	—	0.7
30~34	0.1	—	0.1	0.4	—	0.7
35以上	0.0	—	0.2	0.5	—	0.6
計	0.6	0.1	0.0	0.3	—	1.0

は、当然に、妻は働く世帯主であり妻の代りを母が代位しているが、それも女子工員が若い間で、30才をこえるともうどの世帯でも期待しうる事実ではなくなっている。また(B)世帯群でも、妻の家事担当は、単に世帯構成の上からだけでなく、むしろ労働力構成の必要からも十分なものであることができず、母や姉妹の手を借りながらも家事労働力1人分の要求を全くみたすことができないような事情にある。

なお、男子世帯員による家事担当も若干例は認められ、夫、息子、とくに父に数例あるが、女子のみについてみた上掲の数字を動かすに足るほどの分量ではない。

それよりも、女子工員世帯において特に目に止まることは、専任の家

事担当者をもたない世帯がきわめて多いことである。即ち(A)世帯群においては24%、約4分の1が、また(B)世帯群においても13% すなわち10世帯につき1世帯以上がこれに該当するものであることになる。したがって、総体的にみての女子工員世帯における家事労働力の不足は、実際には恐らく、どうやら不足なくやりくりしている8世帯と、労働と家事兼業の極端な過重労働の2世帯といったような割合で生活しているとみて大過なからうかとおもう。

Ⅲ 労働力の発生的構成

女子工員を対象とする近代的工業労働力の発生的構成に関する分析は、男子についてみた場合と

対照して記述せねばならないほどの問題点に乏しい。諸傾向も全く大同小異である。もし強いて相違点をもとめれば、少くともその発生的段階においては男子の場合にくらべて移動性がずつとすくない点であろう。

一例を地域移動についてみると、義務教育修了時の居住地が地元の神奈川県と東京都にあるものの割合は、男子の場合には約6割であつたが、女子の場合には8割5分を更にこえるほどの割合になつている。また、最初の職場を現職とひとしくする者の割合も、男子の場合の約6割に対して、8割8分という高さにある。これには女子工員の年齢の若さも関係しているが、仮りに25才未満の

第27表 大工場男女工員の義務教育修了時における扶養者の職業分布の比較

扶養者の職業	男子工員の扶養者	女子工員の扶養者
1) 農林漁業者	31.5	10.7
2) 其他の自営業主	23.6	18.0
3) 筋肉労働者	11.8	26.8
4) 俸給生活者	17.7	29.3
5) その他	0.7	0.1
6) 無職及び不詳	14.7	15.1
7) 計	100.0	100.0

者だけをとって比較してみても、最初の職業を現職とひとしくする者の割合は、男子の84%に対して、女子は90%という値を示している。つまり女子労働力は、男子よりもいちじるしく都市的背景をもっているわけで、その点を彼らの出身生家（詳しくは義務教育修了時の扶養者）の職業について比較してみると第27表のようで、相当はつきりした差異が認められる。即ち、(1)農林漁業者の割合はほぼ3分の1、(2)其他の自営業主の割合もずつと軽く、之に反し近代都市的雇用形態である(3)筋肉労働者と(4)俸給生活者の占める割合は格段に高い。

しかし、叙上のような意味で移動性が少いということは、決して女子労働力の労働力としての安定性を物語るものではない。結婚が女子労働力を労働市場から引退させる社会的必要性は極めて強いし、高年齢女子労働力に対する経済的評価がこのような社会的評価とからんで相当に苛酷であることは叙上の分析の中にもその一端にふれてきたとおりである。

結 語

大工場の工員とその世帯の形成する人口集団を社会的に限定された特定の階級人口としてとらえ、それが生存し、成長し且つ交替してゆく、その社会的再生産構造の特性を明らかにすること、そして近代的な労働者階級というものが果して本当に階級とよばれるにふさわしい人口構造の中で確立されているかどうかを検討することがこの調査の趣旨であつた。すべての解析を工員の年齢階級別に行つたのもそれがためであり、世帯の構造分析に一ばんの焦点をおいて観察したのも亦そのためであつた。そのような解析結果から多少とも実証的に確認することのできた若干の問題点を、今後の一そう焦点をしばつた調査のための心おぼえとして、ここに重ねて要約摘記しておきたい。

1. 工員世帯の全世帯員を1個の人口集団としてみた場合、その年齢構成は大都市人口に通有な形を示しており、とくに典型的な生産階級人口として大都市人口の諸特性を一そう強調した形をとつていた。とはいえ、零細工場労働者群の場合にみられるような若い人口層への極端なかたよりもなく、1個の人口集団としての自己再生産過程に必要な形を十分に具備していた。人口の形の上からみたこのような自立性が、大工場の工員という安定した職場と、とくにその職業としての持続性や、また勤続年数の上昇に伴う賃金の増大を根本条件としているものであることはいうまでもない。少くとも男子工員とその世帯についてみる場合そうであつた。女子工員の場合には結婚年齢を過ぎてからもつとめている者はきわめて少く、つとめている之ら少数者も男子にくらべてずつと低い賃

金で頭打ちしていることが特徴であつたが、しかし他方で中年以降の男子工員が百パーセントちかい有配偶率をしめし、且つその妻の殆んどすべては無業者となつていた事実をあわせ考量するならば、工員階級全体としては、少くとも今日の日本の家族制度を前提とするかぎり、きわめて正常な世帯人口の構成をとつていゝといつてもよいであろう。以下の要約も主として男子工員世帯を中心として記述することとなる。

2. 1個の人口集団としての自己再生産過程は、年齢階層別の構成を更に具体的に世帯単位に、世帯の家族的構成や、とくにその労働力構成の見地から観察することによつて一そうはつきりと之を確認することができた。夫を唯一の稼ぎ手とし、妻を専任の家事担当者とする近代都市小市民世帯に最も典型的な労働力の配分形態は30才層の工員世帯においてはつきりと実現されており、この点だけからでも大工場工員世帯はすでに明白に近代的市民階級としての体裁を具備するに到つていゝといえよう。彼らはそのような、自分と自分の家族を扶養するに足る所得を保証されているといつてもよいわけで、したがつて40才層から更に50才層へと、彼らの子供が労働年齢に達する時期になつてくると、世帯の総所得はきわめて高い値を示していた。他方、工員がまだ世帯主（即ち世帯における最多収入者）の地位にいない場合、その大部分は25才未満の時期であつたが、彼らの所属している世帯の所得も亦、親子兄弟の共同所得という形で、世帯として相当に高い水準を確保していた。工場労働力の社会的再生産過程は、そのようにして、総体的には、きわめて順調に回轉しているといつてよく、近代的労働者階級はすでに1個の人口集団として社会的自立性を具備するに到つていゝといつてもよいであろう。

3. これを更に別の観点から、親と子の二つの世代間（詳しくは工員が義務教育をおえた当時の扶養者との間）の職業の異同関係として観察してみても、戦後入社若くは若い工員の場合には、戦前入社組の場合にくらべて、農家やその他の自営業主の家から出た者の割合はずつとすくなくなつてきており、工場労働者階級自身から再生産される者の割合は目にみえて大きくなつていた。俸給生活者の家からの出身者も亦いちじるしく多くなつていゝ。職業を大きく農業その他の自営業、即ち家業的形態のもの、賃金俸給生活者のような近代的雇用形態のものに大別してみると、その比重は戦前と戦後では逆になり、戦後は後者の方により大きな比重がかかつてきている。近代的労働者階級は、すでに多分に都市人口としての自立性を確立しながら、同時にまたその拡大再編成の過程下にあるといつてよいであろう。

4. そのような拡大再編運動は之をまた労働力の地域的移動の面からもみるることができた。この調査の場合には東日本人口の京浜地区への集中という形をとるわけである。尤も、工員が義務教育をおえた時、すなわち労働力年齢に達した時の居住地の分布は、その6割ちかくが地元の京浜地帯（東京都及び神奈川県）に集中していた。しかし地方からの移動が4割以上という数字は決して一般人口の大都市集中傾向に劣つていゝわけではなく、むしろそれを上廻つたものである。しかもこれらの地域移動が仲継地なしに直線的に行われていることも注意をひいた。概して大工場工員の職場は年々の若い新規労働力にのみせまき門として解放されており、現存の労働市場にとつてはほとんど閉された門であることも注意をひく。

5. しかし、このような封鎖性も、必ずしも大工場工員階級が近代的合理性で一貫された自立性をもつていゝといふことを保証するわけではない。叙上のように壮年期の工員世帯でみられる工員世帯主中心の世帯労働力の構成に对照して、若い年齢層の工員の所属している世帯は親子、兄弟、姉妹から父母までもの全労働力を総動員したような形で暮らしてゐた。その内とくに若い工員が世帯主（即ち世帯における最多収入者）である世帯にあつては、同じように多数の世帯員を総動員した

がら、その世帯の総所得水準はきわめてまずしかつた。もちろん、若い工員世帯のうち彼ら工員自身世帯主である世帯は数の上では比較的すくない。とはいえ、これらの少数世帯の生計のまずしさは、彼らがまだ独立の世帯主とならずに父兄の下で働いている場合の彼らの労働力に対する社会的評価価格をはだかにしてみせたものといつてもよく、それが労働力を価値以下に投げ売りさせる多分に家族主義的な社会体制を背景として成りたつている事実であることはいうまでもない。そういう点で、男女工員間の、単に賃金水準にかぎらず、すべての点での極端な対照についても亦ここで想起してみる必要がある。大工場工員の場合でも、当然のことではあるが、労働力はその家族主義的評価から完全に解放されているわけではないのである。

6. もちろん、これはわが国経済の全般に通ずる問題であろう。それは、この調査と並行して行われた零細工場従業員の場合にはもつと深刻な形であらわれていたし、また中上層の俸給生活者群についても亦べつの形でおなじことを指摘しうるに相違ない。大事なことはその程度と形態とを計量分析することであるが、それには家族労働力の労働力化の具体的な事情について更に立ち入った分析が必要で、本調査はただ問題の所在を指摘するに止めるのほかない。ただデモグラフィ的形態の比較検討という範囲内ではつづいて発表されるはずの上記零細工場従業員調査の結果報告が若干の照明をつけ加えてくれることとおもう。

7. 大工場工員の工員生活は50才層に入るとほぼ終りに達する。そのとき彼らの子供はすでに労働年齢に達し、実際にも亦すでに次の世代の労働力として働きはじめているが、全国経済が抱容している全労働力の年齢別分布は50才層で終つているわけではない。大工場の工員だけが安穩な隠居生活を楽しめるわけのものでないかぎり、彼らは当然に他産業に、乃至は他の職業に衣食の途を求めねばなるまい。退社工員の行方までも追跡することはこの調査の能くしうるところではなかつたが、高年層の工員をかかえている中小工場の工員賃金は大工場のそれより遙かに安いばかりでなく、壮年期以降には遞減さえているわけであるから、もし彼らに順当な所得を保証する場があるとすればそれは自営業部門において外に求めがたいであろう。つまり無償の家族労働を最大の資本とする家業に入ることである。近代的労働者階級の近代的雇用形態は、ここでも亦、家族主義的労働体制と結びついており、それを不断に再生産する必要をもっているわけになる。さもなくば、この調査が若い工員を世帯主（即ち世帯における最多収入者）とする世帯についてみてきたように、兄弟姉妹の合計所得に父母も亦家計補充的所得の稼得者として寄生することが唯一の生き方になつてくる。この場合にも亦、家族制度が、今日の日本で、よい意味にせよ悪いみにせよ、社会保障制度に代位する社会的、あるいは国民経済的効用を果しているものであることを再確認せざるをえないようである。

8. 大工場工員も、一般の風潮とおなじく、最近はいちじるしく子供を産むことを抑制しはじめた。それは、現状においては、当面の生活苦に対する反射運動的適応作用であるとしても、労働者世帯の世代的伝承を将来より高い生活水準の下に可能ならしめる条件の一つとなるであろう。それは勿論それだけで十分の条件ではないが、欠くことのできない必要条件であることはいふまでもない。父子相伝の工場労働者世帯がはつきりと増加しつつある現状にかんがみ、われわれがこれによせる期待も亦おおきい。多産による貧困を大勢の子供の親孝行によつて補償しようとする階級的生活態度の改められないかぎり、労働者階級としての生活水準の歴史的な上昇運動を期待することはむづかしい。

9. 以上、主として男子工員を中心に指摘してきた若干の問題点は、女子工員の場合においては、その暗い面だけが、極端に誇張された形で示されていた。とくに中年期女子工員世帯の低賃金と兄。

弟姉妹、とりわけ姉妹との共かせぎ型で世帯生計費の最低線をどうにかくすまいとしている姿は“家族主義的な労働体制とのからみあい”が女子労働力の場合にあつては一段と深く且つ改善しがたいものであることを思わせるに十分であつた。

10. 要之、近代的労働者階級は、1個の階級の人口として、いま明白かつ強力な拡大再編成の過程下にある。その点についてはいささかの疑いの余地もない。と同時に、その今後における発展が対決しなければならない最大の問題点が今日のわが国民社会を支配する家族主義的生活体制と、それに憑拠した家族労働的な経営および賃金体制にあるということ、この調査も亦この周知の事実をデモグラフィ的な見地から再確認しえにすぎない。このような問題点の国民経済学的分析に人口論的見地から接近し、問題の歴史的な重さと大きさを更に一段とはつきりさせるには、更に問題の焦点をしぼつた今後の調査にまつほかはない。

(88頁よりつゞき)

ため、稲作の近代化も、畑地かんがいの推進も共に妨げられている。既存の水利権を規制できるような法的措置を講じ、土地改良に伴つて、水の利用の合理化を図ることができるようにならなければならない。

16. 食糧増産のための農業土木事業は、国営、府県営、団体営の各工事について、総合的に統一された計画を立て、工事を実施しかつ営農指導が工事に密着しなければならない。そのための指導、監察機能を強化すべきである。農業土木事業は総じて予算が細分化され、そのため工事期間が長びいて投資効率を著しく損つている。実施計画において、事業完了の期限を重視し、すみやかに生産効果をあげるように努めなければならない。
17. 食糧増産関係の補助金支出は、各項目について再検討し、補助効果が確実におさえ得るものに限すべきである。その半面において低利資金の供給を豊富にし、資金調達のために利子補給の措置を講じなければならない。
18. 技術普及事業はもつと強化されなければならない。試験研究機関の拡大強化をはからなければならない。品種改良と施肥技術についての研究は特に重視されるべきである。総じて農林省の行政は漸次指導事業にその重点を移行すべきである。
19. 農業教育制度は刷新を要する。殊に畜産部門については、これまで家畜衛生、増殖の技術教育を主眼としてきたが、新たな農業分野として、技術、経営についての学問が深められなければならない。
20. 政府は、全国的規模による国土調査に基づき、国土の利用計画を総合的に確立しなければならない。すなわち、都市、工業地帯、住宅地帯、農業地帯等国土の利用区分を明らかにする必要がある。しかして、土地所有権について総合的観点からする利用制限の立法措置が考慮されてよい。
21. 国土の農業生産力を高め、農業労働の生産性を向上させるためには、生産過程の共同化を可能な部分から推進しなければならない。今日の技術発展の段階はそれを要求しているといえる。